多の (うし

屋根の雪にご注意を

この時期、積雪量が最も多くなります。さらに、春に向けて暖気が来ることが多くなり、屋根雪による事故が起こりやすくなります。自宅はもちろん、外出の際にも注意が必要です。また、倒壊事故を防ぐため、空き家を所有している方は適正な管理をお願いします。

屋根からの落氷雪事故などを防ぎましょう

毎年、屋根からの落氷雪による事故が発生しています。次 のことに注意し、事故を防ぎましょう。

- *屋根の雪や氷、つららが道路に落ちる建物には、事故防止 のための**雪止めを設置**してください
- *雪止めを設置している場合、老朽化による事故が発生しないよう**必ず点検・修繕**してください
- *落氷雪事故は、**気温が-3℃~3℃程度で発生しやすい** ので、暖かい日は特に注意してください
- *気温が高くなる予報が出た場合、前もって屋根などの雪や 氷、つららを落としてください
- *高所からの落氷雪は、少量でも危険です。早めに処理して ください
- *軒下を通るときは、屋根からの落氷雪に注意してください
- *軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないでください
- *落氷雪があった時は、直ちに事故がないか確認し、道路の 通行に支障がないよう速やかに除雪してください
- *交通事故や交通障害を防ぐため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないでください

問合先 市除排雪対策本部





空き家を所有している方へ

経済状況の悪化や建物所有者の高齢化など、様々な事情により、適正に管理されていない空き家が増えています。

このため、屋根雪が放置されている空き家が増えており、 落雪や建物が倒壊したときに、隣家や通行人、車両等に損害 を与えた場合、建物所有者は被害者から損害賠償を求められ ることがあります。

また、空き家の管理がなされておらず、建物が倒壊したり 事故が発生したりした場合、「岩見沢市における空き家等の 適正な管理に関する条例」により、市が必要最低限の措置を する場合があります。この場合、措置に要した費用は空き家 の所有者から徴収します。

建物所有者の皆さんは、このような事が無いよう建物の適 正な管理をお願いします。

問合先 市民連携室市民連携係

